

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本住宅・木材技術センター（以下「センター」という。）定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいい、評議員と併せて非常勤役員等という。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は、月額をもって支給する。
- 3 非常勤役員等は、無報酬とする。
- 4 前項の規定に拘わらず、監事の監査業務に対する報酬として、1回につき2万円を支給することができる。
- 5 第3項の規定に拘わらず、代表理事又は業務執行理事に選定された非常勤役員については、職務執行の対価として、それぞれ月額25万円の範囲内で、職務の態様に応じて理事会の決議を経て理事長が定める額の報酬を支給することができる。
- 6 常勤役員の退任に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退任慰労金を支給する。

### (報酬の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬の額は、別表（常勤役員報酬表）に掲げる報酬月額範囲内で、理事会の決議を経て理事長が定める。

### (報酬の支給方法)

第5条 常勤役員の報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとし、その支給に関する詳細は、職員の例に準ずるものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いた残額を、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより支給する。

### (退任慰労金)

第6条 退任慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支

払うものとする。

- 2 退任慰労金の額は、在職期間中における報酬月額が同一である期間毎に、当該報酬月額の100分の12.5に相当する金額に当該在職期間の月数を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(福利厚生費)

第7条 常勤役員には、職員の例に準じて、センターの福利厚生費用に関する規程を適用する。

(講師、委員及び原稿執筆謝金)

第8条 センターは、非常勤役員等に対し、講習会の講師、委員会等の委員を委嘱したとき又は原稿執筆を依頼したときは、センターの謝金、原稿料に関する規程に基づき謝金を支給することができる。

(費用)

第9条 センターは、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の例に準ずるものとする。

(公表)

第10条 センターは、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人日本住宅・木材技術センターの設立の登記の日から施行する。

別表 (常勤役員報酬表)

理事長	月額 1,200千円以内
専務理事	月額 1,100千円以内
常務理事	月額 1,050千円以内
常勤理事	月額 1,000千円以内